平成２５年（フ）第３９７号
岐阜市六条大溝２丁目12番17号
破産者　有限会社二高商事
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４０２号
岐阜市茜部中島３丁目15番地２　フォーブル堀江２―103号室、前住所岐阜市六条大溝２丁目12番17号
破産者　林　　成
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３４号
三重県伊賀市上野東町2954番地
破産者　有限会社岸田靴本店
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第２８３号
京都市下京区寺町通五条上る西橋詰町759番地
破産者　オンコーポレーション有限会社
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４０４号
熊本県宇土市新町１丁目８番地
破産者　株式会社ウェブアトリエ
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１０２１号
東京都大田区西糀谷２丁目24番７号　パークハイムＤ303号
破産者　佐藤　孝一
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８６６号
福岡県朝倉郡筑前町中牟田157番地11
破産者　力丸　惠子
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０００号
福岡市南区長丘３丁目４番１号
破産者　鮫島小百合
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３５９号
福岡市早良区南庄３丁目６番26―405号
破産者　一会構想代表永山浩志こと　永山　浩志
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８９３号
福岡県糸島市志摩芥屋167番地３
破産者　山田　辰也
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９４６号
佐賀県鳥栖市江島町3189番地５
破産者　榎並　京子（旧姓木下）
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４号
秋田市仁井田本町４丁目２番43号　メゾンドイトーピア107号室、住民票上の住所秋田県能代市字十洲崎８番地９
破産者　平川　倫子
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２６年（フ）第２８号
秋田県山本郡三種町鹿渡字沖ノ田153番６、住民票上の住所秋田県山本郡三種町上岩川字小新沢10番地
破産者　小野　チナ
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第９９号
静岡県掛川市杉谷南２丁目８―６　ケアホームぬくとんぼ、住民票上の住所静岡県菊川市潮海寺2675番地
破産者　長谷山きよ
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４９号
北海道苫小牧市見山町３丁目11番８号
破産者　三橋　泰一
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１３０号
青森県八戸市白銀４丁目17番地８、破産開始決定時の住所青森県八戸市大字白銀町字雷52番地18
破産者　島守　松雄
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第３３２号
仙台市若林区白萩町23番１―308号
破産者　谷地　　薫
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２４号
秋田県山本郡三種町鹿渡字中沢新田157番地
破産者　原田　裕子
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２６年（フ）第２２７号
埼玉県越谷市宮前１丁目５―50、住民票上の住所埼玉県越谷市蒲生茜町26番地２
破産者　太田　　勇
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係